

平成 29 年 3 月 31 日

新庄市長 山 尾 順 紀

平成 29 年度新庄市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、住宅等のリフォーム等工事又は耐震改修工事を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて新庄市補助金等交付規則（昭和 55 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内に存する住宅であって、自らが所有し、かつ、居住する又は居住しようとするものをいう。

(2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次の各号のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。

ア 売買（平成 28 年 4 月 1 日以後に成立し、買主が個人であるものに限る。）

イ 贈与（平成 28 年 4 月 1 日以後に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）

ウ 相続（平成 26 年 4 月 1 日以後に相続したものに限る。）

エ 賃貸借（平成 28 年 4 月 1 日以後に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）

(3) 住宅等 住宅、空き家並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物、工作物及び建築設備をいう。

(4) リフォーム等工事 次に掲げるいずれかに該当する工事であって別表第 1 から別表第 6 までに掲げるものをいう。

ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

- イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（やまがた県産材集成材を含む。）及び認証された合板をいう。
 - (6) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
 - (7) 市内業者 県内業者のうち、市内に住所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人をいう。
 - (8) 三世代世帯 世帯主との続き柄が、祖父母、父母（配偶者の父母を含む。）、本人、子（子の配偶者を含む。）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成11年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯をいう。
 - (9) 移住世帯 平成28年4月1日以後に山形県外から市内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成28年3月31日までの間に市内へ住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転居届を本市へ提出した世帯をいう。
 - (10) 近居世帯 平成28年4月1日以後に親世帯と子世帯（平成11年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2キロメートル以下である区域又は親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域をいう。）内になった世帯をいう。
 - (11) 新婚世帯 第5条の規定による申請を行う日において、婚姻届を提出した日から1年以内である者が属する世帯をいう。
 - (12) 子育て世帯 平成11年4月2日以後に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員により構成される世帯をいう。
 - (13) 耐震診断 住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示」という。）に基づく方法）に基づき建築士が調査し、診断することをいう。
 - (14) 評点 告示において定められた住宅の構造耐震指標をいう。
 - (15) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（工事後に評点0.7以上となるものに限る。）をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事であって県内業者と請負契約を締結し施工するものとする。

- (1) リフォーム等工事であって別表第1から別表第5まで（三世代世帯にあっては別表第1から第6まで）に定めるところにより付した点数の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事
- (2) 耐震診断による評点が0.7未満である住宅を耐震改修する工事

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) リフォーム等工事への補助 リフォーム等工事に要する費用に10分の1を乗じて得た額又は20万円（県産木材を3立方メートル以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成28年4月1日以後に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行う場合は30万円）のいずれか低い額
 - (2) 耐震改修工事への補助 耐震改修に要する費用に4分の1を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額（市内業者と請負契約を締結した場合は、耐震改修に要する費用の2分の1の額又は100万円のいずれか低い額）
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世代世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は子育て世帯に属する者により行われるものである場合には、同号中「10分の1」を「10分の2」に、「20万円」を「30万円」に、「30万円」を「40万円」に読み替えて適用するものとする。
- 3 第1項第1号のリフォーム等工事に要する費用には、工事に附随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。
- 4 第1項第2号の耐震改修工事に要する費用には、前項に定める費用のほか、補強計画に要する費用を含めることができる。
- 5 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 補助金の交付は、平成29年4月1日以後に着手され平成30年3月15日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき1回に限るものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添付し、補助対象工事の契約日前に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 対象工事点数表（様式第1号）
 - (4) 工事着工前の写真
 - (5) 耐震診断書及び補強計画書（耐震改修工事の場合に限る。）
 - (6) 木材数量表（県産木材を3立方メートル以上使用する場合に限る。）
- （工事完了届）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、工事完了届（様式第2号）に次の書類を添付し、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写
- (2) 完成及び工事中写真
- (3) 請求書
- (4) 工事に使用された木材が山形県産であることの証明書（県産木材を3立方メートル以上使用する場合に限る。）
- (5) 住民票の写（三世帯世帯、移住世帯、近居世帯又は子育て世帯の場合に限る。）
- (6) 当該建築物の売買契約書又は賃貸借契約書の写（移住世帯若しくは近居世帯の場合又は空き家のリフォームを行う場合に限る。）
- (7) 戸籍謄本の写（近居世帯又は新婚世帯の場合に限る。）
- (8) 親世帯と子世帯双方の住宅の位置と距離を図示した地図（近居世帯の場合に限る。）

（実績報告書の提出期限）

第7条 実績報告書の提出期限は、工事完了の日から1月を経過した日又は平成30年3月15日のいずれか早い日とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

	工事内容	基準点
1-1	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所
1-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6	柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

別表第2

	工事内容	基準点
2-1	高効率給湯器を設置する工事	10点/基
2-2	再生可能エネルギー（太陽光や太陽熱、地熱等）利用機器を設置する工事	10点/基
2-3	バイオマス燃焼機器（ペレットや薪を使用するボイラーやストーブ）を設置する工事	10点/基
2-4	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-5	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-6	住宅内に電気設備工事を伴う省エネ照明機器（LED照明機器や人感センサーライト）を設置する工事	4点/箇所
2-7	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-8	住宅内に電気設備工事を伴う県産有機ELパネルを用いて製造した県産有機EL照明機器を設置する工事	10点/箇所

別表第3

	工事内容	基準点
3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
	(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²
	(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所

	(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所
	(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事	3点/箇所
3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
3-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
3-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む） (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1) 以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所
3-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの イ 戸を吊戸方式に変更するもの ウ ア及びイ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
3-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9	エレベーターや階段用昇降装置の設置工事	10点/箇所

別表第4

	工事内容	基準点
4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

別表第5

	工事内容	基準点
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 (3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	2.5点/箇所 5m未満は 5点/箇所、 5m以上は 10点/箇所 1階分につき5点
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第6

6-1	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²
6-2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所